



## 土地区画整理事業の施行者

### ■ 個人（又は共同）施行

宅地について所有権もしくは借地権を有する者等は、1人で、又は数人共同してその宅地等において施行することができます。（法3 I）

### ■ 組合施行

宅地について所有権又は借地権を有する者（7人以上）が設立する土地区画整理組合により都道府県知事等の認可を受け、事業を実施するもので、総会等による民主的な手続きにより事業の運営が行われます。（3 II）

### ■ 区画整理会社施行

宅地について所有権もしくは借地権を有する者を株主とする株式会社は、当該所有権又は借地権の目的である宅地を含む一定の区域の土地において施行することができます。（3 III）

### ■ 公共団体施行

都道府県及び市町村が主体となって施行するもので、都市計画的観点に立った整備が実施されます。したがって、施行はすべて都市計画事業として行われ、都市基盤施設、工業地帯、密集市街地の改善、及び土地の高度利用等の整備が行われます。（3 IV）

### ■ 国土交通大臣施行

施行区域（土地区画整理事業について都市計画決定された区域）の土地について、国の利害に重大な関係がある土地区画整理事業の災害の発生その他特別な事情により急施を要すると認められるもののうち、国土交通大臣が施行する公共施設に関する工事とあわせて施行することが必要であると認められるものや、都道府県若しくは市町村が施行することが著しく困難若しくは不適當であると認められるものについては自ら施行できます。（3 V）

### ■ 独立行政法人都市再生機構施行

一体的かつ総合的な住宅市街地その他の整備改善を促進すべき相当規模の地区のほか、国の政策上特に供給が必要な賃貸住宅の建設とあわせて行う場合等で国土交通大臣が認めるものについては、独立行政法人都市再生機構が施行することができます。（3の2）

### ■ 地方住宅供給公社施行

国土交通大臣が宅地の造成とあわせて土地区画整理事業を施行する必要があると認める場合において、施行区域の土地について施行することができます。（3の3）

### ■ 行政庁施行

国の利害関係に重大な関係があり、災害の発生その他特別な事情により土地区画整理事業で急施を要すると認められる場合、建設大臣は、知事又は市町村長に土地区画整理事業を施行させることができ、自らも施行ができることになっていました。

なお、地方分権一括法による法改正により、平成12年4月1日をもって行政庁施行は廃止され、国土交通大臣が自ら施行し、又は県若しくは市町村に施行を指示することとなりました。